

北杜市農業委員会委員募集要項

1 募集人数

24人

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

北杜市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農地の権利移動や転用等に係る許認可業務、農地利用の最適化に関する指針の策定、耕作放棄地の解消指導等

5 委員報酬額

北杜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

推薦及び応募の方法は、農業者、農業者が組織する団体、その他関係者からの推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法の2通りがあります。

次の様式に必要な事項を記入し、持参又は郵送により、北杜市農業委員会事務局又は各総合支所地域市民課へ提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

①個人による推薦の場合

北杜市農業委員会委員推薦書（個人用）（様式第1号）

②法人又は団体による推薦の場合

北杜市農業委員会委員推薦書（法人又は団体用）（様式第2号）

③自ら応募する場合

北杜市農業委員会委員応募届出書（様式第3号）

添付書類：被推薦者又は応募者の身分証明書

(2) 様式の入手方法

北杜市農業委員会事務局・各総合支所地域市民課にて配布するほか、北杜市のホームページからダウンロードすることもできます。

【ホームページアドレス】

<http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/>

農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

8 募集期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月19日（木）まで

※持参の場合は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間に、上記様式の配布先へご提出ください。

※郵送の場合は北杜市農業委員会事務局まで郵送してください。

（令和8年3月19日（木）消印有効）

9 選考方法

提出された書類をもとに北杜市農業委員候補者選考委員会にて選定します。必要に応じて面接を行う場合があります。

10 選考結果の通知

令和8年5月中（予定）

選考の結果については応募者全員に通知します。

11 応募内容の公表について

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、北杜市のホームページ等で推薦書及び応募書に記載された事項（住所及び電話番号を除く）を公表します。

12 問い合わせ

〒408-0188

北杜市須玉町大豆生田961-1

北杜市農業委員会事務局

電話（直通） 0551-42-1306

－注1－

様式1号～3号中、上記「認定農業者に該当するか否かの別」で「2 認定農業者ではない」を選択した場合の項目は以下のとおりです。

イ 認定農業者等であった者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項 に規定する認定就農者をいう。ニ及び第十条第一号において同じ。）である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員

ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項 に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第十条第二号において「基本構想水準到達者」という。）である個人

ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人